

■各賞の受賞者

この秋、次の分野で活躍されている皆さんが、各賞を受賞されました。

■兵庫県母子・寡婦福祉大会

知事表彰 高井功子（北条町横尾）

■第43回加西市盆栽展

兵庫県知事賞 内藤逸司（河内町）
加西市長賞 松末 守（別府町）
兵庫県議会議員賞 藤本 薫（北条町）
加西市議会議員賞 豊田成己（北条町）
加西市盆栽研究会会長賞 丸山卓雄（殿原町）

■社団法人日本善行会平成21年度秋季善行表彰

秋季善行表彰受賞

小田春幸（鴨谷町）
松本勝哉（笹倉町）

■平成21年度加西市技能顕功賞

技能顕功賞

西村 修（繁昌町）
増田恵美（下道山町）

お詫びと訂正：広報かさい11月号13頁に掲載しました第42回加西市体育大会の第35回市民剣道大会の個人戦優勝者は、正しくは、「須藤佳々美さん」・「荒木七海さん（善防中）」でした。お詫びして訂正いたします。

自動交付機を休止(7日間)

市役所正面玄関とアステアかさい3階に設置している住民票・印鑑登録証明書の自動交付機入替え作業のため、下記の期間、休止いたします。

市民の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解のほどよろしく願いいたします。
なお、年末年始の休止に関しては、本誌18頁を参照下さい。

■休止期間／2月1日（月）～7日（日）

アステアかさい3階設置の自動交付機

日曜・祝日（9:00～19:00）も稼働しており、「しみんカードKASAI」（暗証番号登録が必要）を使用して住民票の写しと印鑑登録証明書の交付が受けられます。ぜひご利用ください。



【問合せ】 市民課 ☎④8720

国民健康保険税の徴収方法に特別徴収(年金からの天引き)が加わります

加西市では、平成22年10月から、国民健康保険税の徴収方法として、介護保険料や後期高齢者医療保険料と同じように、特別徴収（年金からの天引き）を実施します。

■該当者

特別徴収の対象となる方は、65歳以上75歳未満の世帯主の方で、次のすべてに該当する方です。

- ・世帯主が国民健康保険の被保険者である。
- ・世帯内の国民健康保険の被保険者全員が65歳以上である。
- ・特別徴収の対象となる年金の額が18万円以上であり、国民健康保険税と介護保険料の合算額が年金支給額の2分の1を超えない。

特別徴収の要件を満たす方でも、金融機関からの口座振替を希望される方は、特別徴収の方法に替えて、口座振替による納付が可能です。ただし、口座振替を利用されている場合でも、長期間にわたって国民健康保険税の滞納がある場合などは、特別徴収（年金からの天引き）になる場合があります。

特別徴収（年金からの天引き）に替えて、口座振替による納付を希望される方は、早めに口座振替のお手続きをお願いします。

【問合せ】 税務課税制担当(国保税) ☎④8712

平成21年度第3回加西市インターネットオークション開催

市税滞納者から差押えた不動産をインターネット上で公売する「平成21年度第3回インターネットオークション」を開催します。

■公売物件

場 所／加西市北条町古坂1丁目87番

地 目／宅地

地 積／259.18㎡

参加申込／1月8日（金）～19日（火）

入札期間／1月25日（月）～2月1日（月）

※詳しくは市ホームページをご覧ください。



【問合せ】 収納課 ☎④8714

税務課からのお願い 小型特殊自動車の登録について

国土交通大臣の型式認定を受け、乗用装置を有する小型特殊自動車については軽自動車税の課税対象となります。次に掲げる小型特殊自動車（農耕用小型特殊自動車を含む）を所有されている方で、未登録の車両を所有されている方又はこれから新規に取得される方は、忘れずに市役所税務課窓口でご登録ください。

■小型特殊自動車とは

長さ・幅・高さの寸法が4.7m×1.7m×2.8m以下の特殊自動車で、最高速度が15km/hを超える速度を出すことができない構造のものが該当します。

農耕用小型特殊自動車は最高速度が35km/h未満で、大きさの制限はありません。

■具体的には

道路工事用車両やフォークリフト等の作業用の自動車の小型のもの、農作業に使うトラクタ、コンバイン、田植機、薬剤散布車や農耕作業用自動車等の人が乗って運転する機械全般です。

不明な場合は、下記までお問い合わせください。

【問合せ】 税務課税制担当(軽自動車税) ☎④8712

固定資産税に関する届出

■償却資産の申告について

償却資産（固定資産税）の申告は、平成22年1月20日（水）までをお願いします。

■申告していただく方

法人や個人で工場や商店などを経営している人や不動産貸付業（共同住宅や駐車場等）、農業などの事業を行っている人で、事業用に使用する機械・器具・備品・構築物などの償却資産を持っている人は、固定資産税の課税対象となるため、平成22年1月1日現在における資産状況の申告が必要です。

※例年申告していただいている方については、12月中頃に送付する申告用紙により提出してください。平成21年中に新たに事業を始めた方など、申告用紙が届かない場合はご連絡をお願いします。

■家屋調査について

固定資産税（都市計画税）は、毎年1月1日現在の状況で課税することになっています。平成21年中に家屋を新築、増築されて家屋評価が終わっていない方や、家屋を取り壊された方は、ご連絡をお願いいたします。税務課の職員が家屋調査・滅失の確認に伺います。なお、ご連絡がないまま放置されますと遡及課税の要因となりますので、ご協力をよろしくお願いします。

【問合せ】 税務課資産税担当 ☎④8713

